

2019年度・2020年度・2021年度

宅地建物取引士資格試験 適用講習

2019年 宅建登録講習

～スクーリング講義～

全日程共通

宅地建物取引業(宅建業)従業者対象!!

宅建登録講習

《5問免除講習》

受講申込のご案内

◎ **受講申込書の記載例等** ◎

(受講申込の受付 (申込締切日))

宅建登録講習スケジュール (P2) を必ずご確認ください!

※締切日厳守

※締切日当日必着

国土交通大臣登録講習機関 (4) 第016号

宅建受験専門校 宅建ゼミナール (有限会社ユーノリカ)

〒451-0042 愛知県名古屋市西区那古野2丁目18番17号 フローレンスさくら名駅1・2階

TEL 052(561)7628 FAX 052(562)5172

http://www.takuzemi.com/ e-mail : ynk@takuzemi.com

I. 目次

I.	目次	1
II.	登録講習～受講申込から講習修了まで	1
III.	登録講習スケジュール	2
IV.	宅建登録講習（登録講習）とは	3
	1. 登録講習とは（登録講習の目的）	3
	2. 登録講習を修了すると（講習を修了した場合の効果）	3
	3. 登録講習で学習する内容	3
V.	弊社実施「登録講習」の概要	4
	1. 受講申込から講義（スクーリング）まで	4
	2. 修了試験（登録講習修了試験）	5
	3. 「登録講習修了者証明書（修了者証明書）」の交付	5
VI.	お申し込み上の注意点	6
	1. 受講申込にあたっての注意事項	6
	2. 受講の手続き・受講料の納入について	7
	3. 受講料の返還について	8
VII.	受講申込書（郵送申込の場合）へ記入する際の注意点	8
	1. 受講申込書（郵送申込の場合）へ記入する際の注意点	8
	2. 受講申込書内「貼付①」の部分・・・顔写真	9
	3. 受講申込書内「貼付②」の部分・・・受講料の振込みを証する書類（払込証明書）	9
	4. 受講申込書内「貼付③」の部分・・・宅地建物取引業者従業者であることの証明書類（＝従業者証明書）	9
VIII.	参考	10
	1. 「従業者証明書」と「従業者名簿」について	10
	2. 従業者証明書（様式）	10
	3. 従業者名簿（様式）	11
	4. 不正行為に対する措置の概要	11

II. 登録講習～受講申込から講習修了まで

【教材一式の発送予定日】

本講習で使用する教材一式につきましては、**各日程の申込締切日後、数日以内**に受講申込者に対して一斉発送（宅配・郵送等により発送）いたします（ご指定の住所宛にお届けいたします）。

【修了試験及び登録講習修了者証明書の発送】

スクーリング最終日の最終時限に実施いたします。なお、修了試験合格者（＝登録講習修了者）には登録講習修了日から2週間以内を目安として、当該証明書を発行・交付いたします（**状況に応じて当日交付を行う場合もございます**）。ただし、各日程により発行時期は異なりますのでご注意ください。

【2019年度宅地建物取引士資格試験の願書提出時期】

2019年7月上旬からの約1ヶ月間（予定）※

※ 詳細は、「一般財団法人不動産適正取引推進機構」が毎年6月上旬頃発表する試験要項を参照してください。

※ 「登録講習修了者証明書」を願書に必ず貼付して提出してください。

【2019年度宅地建物取引士資格試験・本試験日】

2019年10月20日（日）（予定）※

※ 詳細は、「一般財団法人不動産適正取引推進機構」が毎年6月上旬頃発表する試験要項を参照してください。

※ 登録講習修了者は、宅地建物取引士資格試験の一部（例年問46～問50の5問分）が免除されます。

【宅建士試験の受験申込方法（簡易書留による郵送又はインターネット申込のいずれか）】

日程によってはインターネット申込ができない場合がございます。詳細は追って受講申込者に告知いたします。

III. 登録講習スケジュール

【宅建登録講習スケジュール（2019年）】

スクーリング会場は、愛知県名古屋市の1会場（宅建受験専門校 宅建ゼミナール校舎2階教室での実施）となります。

宅建登録講習(5問免除講習) 2019年 スケジュール表【日程表】		急な用事等で出席が難しくなっても 「振替受講」ができるから安心です!			
受講料 (税込・教材費込) 【通常23,000円(※)】 ※早期申込割引有(→) ※団体申込割引有(→)		2019年1月31日(木)までに振込手続(※)を完了された場合、 1名様お申込み→13,800円(*) * 2名様同時申込で1名当たり12,800円 * 3名様同時申込で1名当たり11,800円 * 4名様同時申込で1名当たり10,800円 * 5名様同時申込で1名当たり9,800円 * 6名様同時申込で1名当たり8,800円 * 7名様以上同時申込で1名当たり7,800円 ※「振込手続完了」とは、受講料のお振込手続が完了した時点(ご入金日)を指します。 ※2019年2月1日(金)以降の割引額につきましては当校HPをご確認ください。			
<small>※弊社宅建登録講習は、実施日程を分散して選択しやすい少人数制(原則として1日程あたり2名~15名程度の予定)となります。各日程の申込締切日(受講申込書必着日)にご注意ください。</small>					
<small>※別紙受講申込書の日程選択欄に、「申込番号」を日程希望順に記入してください(3日程まで選択希望可。教材発送と同時に確定日程を受講申込者へ通知いたします)。</small>					
<small>※定員になり次第、申込締切日(受講申込書必着日)にかかわらず募集を締め切ります。また先着順となるため、ご希望の日程がある場合はできる限りお早めにお申し込みください。</small>					
<small>※複数名で同時申込される場合は、お申込時に他の受講者名を備考欄等に記入の上お申し込みください。郵送申込される場合は一つの封筒に複数名分の受講申込書を封入の上お送りください。</small>					
<small>※お仕事等で急に参加できない日があった場合、他の日程に空席がある場合に限り、他の日程への変更(振替受講)が可能です(振替受講を希望される場合は事前にご連絡ください)。</small>					
<small>※受講申込は、弊社ホームページ内の「専用申込画面」よりインターネット申込も可能です。インターネット申込に関する詳細は弊社ホームページをご覧ください。</small>					
<small>※各日程の募集状況は、定期的に弊社ホームページ上に公開予定です。ご希望日程の募集状況を、事前に必ずご確認の上、お申込みください。</small>					
申込 番号	日程	申込締切日(※) ※先着順になります。 ※当日消印有効になります。 ※ネット申込みの場合は弊社受信日を申込日として取り扱います。	通信講座 開催期間 ※教材等一式は各日程の申込締切日の翌日以降に順次発送いたします。	スクーリング講義・全2日間【会場：名古屋】 初日9:30~17:30、最終日9:00~16:30 大画面映像講座 講義録(板書)付	
				初日9:30~17:30	最終日9:00~16:30
(1)	第1日程	4月9日	おおむね2ヶ月間	初日6/11(火)	最終日6/12(水)
(2)	第2日程	4月16日	おおむね2ヶ月間	初日6/18(火)	最終日6/19(水)
(3)	第3日程	4月21日	おおむね2ヶ月間	初日6/23(日)	最終日6/24(月)
(4)	第4日程	4月21日	おおむね2ヶ月間	初日6/23(日)	最終日6/30(日)
(5)	第5日程	4月23日	おおむね2ヶ月間	初日6/25(火)	最終日6/26(水)
(6)	第6日程	4月30日	おおむね2ヶ月間	初日7/2(火)	最終日7/3(水)
(7)	第7日程	5月7日	おおむね2ヶ月間	初日7/9(火)	最終日7/10(水)
(8)	第8日程	5月12日	おおむね2ヶ月間	初日7/14(日)	最終日7/15(月祝)
(9)	第9日程	5月12日	おおむね2ヶ月間	初日7/14(日)	最終日7/21(日)
(10)	第10日程	5月14日	おおむね2ヶ月間	初日7/16(火)	最終日7/17(水)
(11)	第11日程	5月21日	おおむね2ヶ月間	初日7/23(火)	最終日7/24(水)
(12)	第12日程	5月21日	おおむね2ヶ月間	初日7/23(火)	最終日7/26(金)
(13)	第13日程	5月23日	おおむね2ヶ月間	初日7/25(木)	最終日7/26(金)

IV. 宅建登録講習（登録講習）とは

1. 登録講習とは（登録講習の目的）

宅建登録講習（以下「登録講習」といいます。）は、宅地建物取引業法第16条第3項に基づき、国土交通大臣の登録を受けた機関が実施する講習をいい、**宅地建物取引業者の従業者を対象**に、宅地建物取引業に関する実用的な知識及び紛争の防止に関して必要な知識を習得し、宅地建物取引業に関する業務の適正化及び資質の向上を図ることを目的としています。

2. 登録講習を修了すると（講習を修了した場合の効果）

登録講習を修了すると、**修了試験に合格した日から3年以内**に行われる宅地建物取引士資格試験（以下「宅建士試験」といいます）の本試験において、**試験の一部（例年、問46～問50の5問分…詳細は下記①②参照）が免除**されます。

- | |
|--|
| ① 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること（例年問46～問48に相当） |
| ② 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること（例年問49、問50に相当） |

登録講習修了者には、「**登録講習修了者証明書（修了者証明書）**」を発行・交付いたしますので、宅建士試験本試験の出願を受験願書によって行う場合、忘れずにこれを添付してください。インターネットで本試験の受験申込みをされる場合は、証明書記載の修了番号を入力してください（なお、**修了者証明書発行日（発行時期）によっては、インターネットでの本試験受験申込みができない場合がございます。**予めご了承ください。）。

なお、受験願書の提出方法については、各年度の試験要項をご覧ください。

3. 登録講習で学習する内容

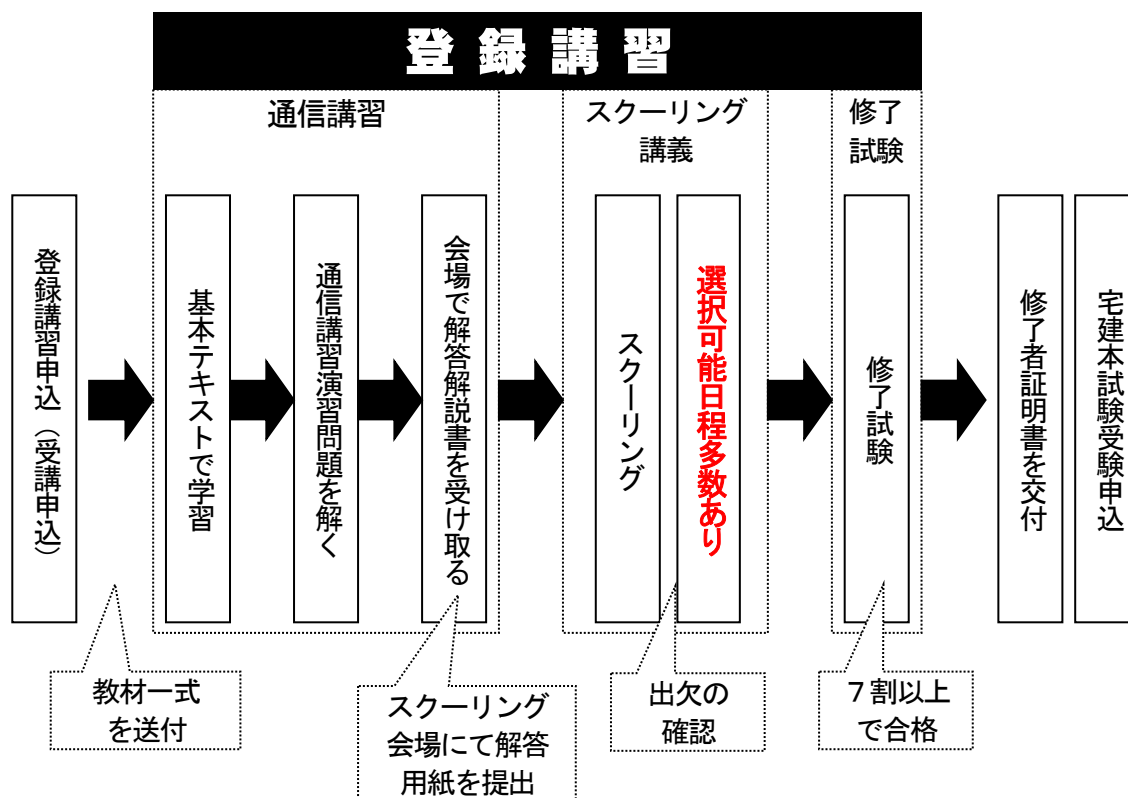
登録講習で学習する内容は、以下の通りです。

I. 宅地建物取引業法その他関係法令に関する科目（宅地建物取引業法と、都市計画法・建築基準法などの法令に関して学習します。）
II. 宅地及び建物の取引に係る紛争の防止に関する科目（民法・借地借家法などの法令を基本に紛争事例を学習します。）
III. 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関する科目（土地と建物について学習します。）
IV. 宅地及び建物の需給に関する科目（土地建物に関する統計などについて学習します。）
V. 宅地及び建物の調査に関する科目（取引に当たっての調査の対象、調査方法などについて学習します。）
VI. 宅地及び建物の取引に係る税務に関する科目（土地建物の取引に係る税金について学習します。）

V. 弊社実施「登録講習」の概要

1. 受講申込から講義(スクーリング)まで

宅建受験専門校 宅建ゼミナール (有限会社ユーノリカ) が実施・運営する「登録講習」は、「通信講習 (おおむね2ヶ月間)」と「講義 (以下「スクーリング」といいます)」により構成され、スクーリング最終日に「修了試験」を行います。



(1) 受講申込書の配布 (受講申込書を含む案内資料一式は、弊社ホームページよりダウンロードが可能です)
登録講習受講のお申込みにあたっては、専用の「受講申込書」をご利用ください (又は弊社ホームページからインターネット申込も可能です。詳細は弊社ホームページをご確認ください)。

(2) 受講のお申込み
登録講習の受講のお申込みは、「専用の受講申込書」又は「弊社ホームページからインターネット申込」のいずれかの方法により行ってください。詳細は弊社ホームページをご確認ください。
下記の受講申込の締切日にご注意ください。

お申し込み期限 (受講申込締切日) ※締切期限日必着	各日程の申込締切日を参照してください。
※ <u>簡易書留郵便にて受講申込書を郵送してください</u> (送付の際の「控え」は必ず登録講習修了時まで保管してください)。なお、弊社ホームページからインターネット申込も可能です。詳細は弊社ホームページをご確認ください。	

(3) 教材一式 (教材セット) の発送
所定の受講手続きを終了された方には、所定の期日 (各日程の受講申込締切日。詳細は本書2ページ、II. をご覧ください) 以降、ご自宅宛に本講習で使用いただく教材一式 (教材セット) をお送りします (郵送又は宅配により発送予定)。セット中の基本テキストを中心にご自身で学習してください。
なお、教材は原則として、受講申込書記載のご自宅にお送りしますが、それ以外を教材送付先として指定される場合は、その送付先を、受講申込書の所定の欄にご記入ください。
基本テキストは、スクーリング時にも使用しますので、忘れずにお持ちください。

(4) 通信講習（自宅学習期間）→ 通信講習演習問題を解く

自宅学習の期間は、**おおむね2ヶ月**です。この間に、教材一式の中に同封されている「**通信講習演習問題**」を解いてください。その**解答は、専用の解答用紙（マークシート用紙）に記入しておいてください。**

演習問題の解答解説書は、スクーリング第1日目（**日程の詳細は本書2ページ、II. をご覧ください**）に、解答用紙を提出された方にお渡しします。

演習問題の 解答解説書の交付	スクーリング第1日目の受付時 ※スクーリング会場受付にて解答用紙を提出された方に、それと引き換えに解答解説書をお渡しします。
---------------------------	--

(5) 講義（スクーリング）

合計10時間の講義及び修了試験を行います（**実施日の詳細は本書2ページ、II. をご覧ください**）。

スクーリング講義 (全2日間の場合)	第1日目(初日) …9:30~17:30
	第2日目(最終日) …9:00~16:30* (※15:30~16:30は修了試験)

当日、天変地異等、何らかの事情により講座が実施できない場合に限り、代替講義日を設けます（実施時間は、上記と同様です）。その場合の代替講義日は、予定された講座の実施不可が決定した日から3日以内に、代替講義日を弊社ホームページに掲載する方法により告知しますので、必ずご確認の上、代替講義日にご出席くださるようお願い致します。

～ATTENTION～

★ 講義中の出欠確認において、欠席が確認された場合には、修了試験を受験することができませんので、ご注意ください。

2. 修了試験(登録講習修了試験)

スクーリング終了後に、**修了試験(登録講習修了試験)**を受験していただきます。**四肢択一形式**により**20問出題**します（試験時間は**1時間**の予定）。

修了試験で7割以上(14問以上)の正解を得られた方を合格とし、**登録講習の修了**とします。

なお、**正解が7割に満たない場合の追試験等は実施いたしません**ので、ご注意願います。

～ATTENTION～

★ 修了試験(20問)において、7割以上(14問以上)の正解で合格 → **登録講習修了**
★ 7割に満たない場合の追試等はございません。

3. 「登録講習修了者証明書(修了者証明書)」の交付

通信講座を受講した後、所定のスクーリングをすべて受講し、修了試験に合格された方（登録講習を修了された方）には、「**登録講習修了者証明書(修了者証明書)**」を**3枚交付**し、お送りします（**この証明書は交付日から3年間有効**です）。この「修了者証明書」は、原則として「**簡易書留郵便**」にて発送します（状況に応じて「**直接手渡し**」により交付する場合がございます。日程により異なりますのでご注意ください）。

※ 「登録講習修了者証明書」は、**宅建士試験の一部免除を受けるために、当該受験申込書(受験願書)に添付する書類**です（インターネットによる受験申込の場合は、記載されている修了番号等を入力することとなります。ただし、**本講習の日程によってはインターネットによる申込みができない場合があります**のでご注意ください）。

※ なお、修了試験不合格の方や、スクーリング未受講の方につきましては、自動的に本講習未修了扱いとなり、結果通知義務は発生しないものとします。

※ 修了試験の採点結果等の問い合わせには一切応じられませんので、あらかじめご了承ください。

VI. お申し込み上の注意点

1. 受講申込にあたっての注意事項

(1) 受講対象者（受講資格）

受講資格要件は、宅地建物取引業に従業している方で、受講申込時及び講習受講期間中において有効な「従業者証明書」を保持していることが必要です。

つきましては、その従事している証明として、受講申込書に従業者証明書の「写し（コピー）」を貼付し、かつ、スクーリング受講初日の受付時に、有効な「従業者証明書」を提示していただきます（詳細は下記（2）参照。なお、弊社ホームページよりインターネット申込される場合は、別途所定の方法により従業者証明書のコピーを提出してください）。

※ 正当な理由なく、受講資格要件である有効な「従業者証明書」の提示がない場合は、受講状況の如何にかかわらず、「登録講習修了者証明書」は交付されませんのでご注意ください。

(2) 従業者証明書（写し）の添付

前記（1）の証明として、宅地建物取引業法第48条に基づく「従業者証明書（法令の様式に従ったものに限る）の写し（原寸大にてコピー）」を受講申込書の「貼付③」の部分に全面糊付けで貼付することが必要です（法令の様式は、**本書11ページ、Ⅷ. 3.**を参照してください。なお、弊社ホームページよりインターネット申込される場合は、別途所定の方法により従業者証明書のコピーを提出してください）。

従業者証明書の記載事項は、もれなく記載されている必要があります。特に、従業者証明書番号、有効期間、顔写真のない証明書、勤務先の宅地建物取引業者の押印（証明印）のない証明書では、受付できません。

※ 受講申込書に貼付した従業者証明書の有効期限が受講期間中（具体的にはスクーリング受講日）に到来する方の場合は、「更新後の従業者証明書」の「写し」を速やかに弊社（宅建受験専門校 宅建ゼミナール：有限会社ユーノリカ）宛まで送付してください。

※ なお、次の理由などにより、スクーリング受講時において有効な従業者証明書の提示ができない方は、事前（少なくともスクーリング受講の10日前まで）に弊社（宅建受験専門校 宅建ゼミナール：有限会社ユーノリカ）宛まで必ずご連絡ください（登録講習係：052-561-7628）。

- ① 従業者証明書の更新手続き中のため
- ② 宅地建物取引業者免許の更新申請中のため

従業者証明書の写しについて虚偽の記載が判明した場合の扱いについては、**本書11ページ、Ⅷ. 4.**をご覧ください。

(3) 顔写真の提出

受講申込時、顔写真が必要です（**合計2枚**）。顔写真のご提出がない場合には、受講申込を受付できませんのでご注意ください（**下記2.（2）**参照）。

なお、弊社ホームページよりインターネット申込される場合は、別途所定の方法により顔写真2枚（画像データでも可）を提出してください。

2. 受講の手続き・受講料の納入について

弊社の登録講習の受講を希望される方は、受講申込時に以下のもの（**(1)～(4)の4点**）が必要となります。

- (1) **受講申込書**（郵送申し込みの場合に必要。弊社が交付したもの。なお、弊社ホームページよりインターネット申込を行う場合は弊社ホームページ内の「受講申込画面」より必要事項を入力してお申し込みください。）
 - (2) **顔写真2枚**（縦4cm×横3cm、上半身脱帽、無背景、カラー、撮影より6ヶ月以内のもの）
 - ※ 2枚のうち、1枚は受講申込書の「貼付①」の部分に全面糊付けで貼付してください。
 - ※ もう1枚はそのままの状態（貼らずに）、角2封筒に受講申込書と一緒に提出（送付）してください（後日発行・郵送いたします「スクーリング受講票」の写真貼付欄に弊社が直接貼り付けます。なお、「スクーリング受講票」はスクーリング受講当日、必ずお持ちいただくものになります）。
 - ※ 2枚とも写真裏面に「氏名」を記入してください。
 - ※ 弊社ホームページよりインターネット申込を行う場合は、**申込日より3日以内**に、**写真（たて4センチ×よこ3センチ。カラー写真のみ。白黒は不可）を2枚、必ず提出してください（郵送でお送りください）**。又は、弊社電子メールアドレス（ynl@takuzemi.com）宛に、**顔写真の画像データを添付ファイルにてお送りください（JPEG画像にてお送りください。サイズは弊社にて調整・処理させていただきます）**。
 - (3) **従業者証明書の写し（原寸大でコピー）**
 - ※ 従業者証明書については、詳細は上記V. 1. (1) (2) を参照してください。
 - ※ 従業者証明書の「写し（原寸大でコピー）」を受講申込書の「貼付③」の部分に貼付してください。
 - ※ 弊社ホームページよりインターネット申込を行う場合は、**申込日と同日**に、**弊社FAX（052-562-5172）宛に、有効な従業者証明書の「コピー」を必ず提出してください**。又は、弊社電子メールアドレス（ynl@takuzemi.com）宛に**有効な従業者証明書（原本）を撮影したものを添付ファイルにてお送りください（JPEG画像にてお送りください）**。なお、従業者証明書は、スクーリング当日の初日受付時に、提出されたコピーと従業者証明書の原本を照合させていただきます。
 - (4) **受講料（払込証明書等の領収証の原本又は原本のコピー）**
 - ※ **受講料（通常料金）は23,000円（消費税込）ですが、割引制度（早期申込割引・団体申込割引等）もございます。詳細は、別紙パンフレット又は当校ホームページにてご確認ください。**
 - ※ 弊社所定の金融機関口座（下記参照）宛に受講料のお振込みをお願い致します。

★名古屋銀行 名古屋駅前支店 普通預金 3372973 有限会社ユーノリカ
★愛知銀行 新道（しんみち）支店 普通預金 2006689 有限会社ユーノリカ
 - ※ **振込手数料はご負担いただきます。**
 - ※ 受講料の送金は、**(1) 銀行窓口、(2) 銀行ATM、(3) インターネットバンキング等**を利用してお振込みをお願い致します。
 - ※ **払込証明書等の領収証の「写し（コピー）」を受講申込書の「貼付②」の部分に貼付してください。**
 - ※ 弊社ホームページよりインターネット申込を行う場合は、**申込日と同日**に、**弊社FAX（052-562-5172）宛に、受講料の振込証明書（払込証明書）の「コピー」を必ず提出してください**。又は、弊社電子メールアドレス（ynl@takuzemi.com）宛に**受講料の振込証明書（払込証明書）を撮影したものを添付ファイルにてお送りください（JPEG画像にてお送りください）**。
- 【振込みの際の注意点】
- ※ **ご依頼人名（振込人名）は、原則として、受講者の「個人名」にしてください。**
 - ※ 弊社では領収証は発行しません。銀行窓口での振込の場合は「振込金受取書」の原本が、ATMの場合は「ご利用明細書」の原本が、インターネットバンキングの場合は画面をプリントアウトしたものが領収証の代わりになりますので、各自で保管してください（**受講申込書に貼付するのは、「コピー」になります。原本は各自で保管ください**）。
 - ※ 郵便局からのお振込みやクレジットカードでのお支払い、また現金書留等による送金、当校事務局窓口へ直接持参によるお支払いはお受けできません。予めご了承ください。

3. 受講料の返還について

一旦、お納めいただいた受講料は、原則として返還いたしません。予めご了承ください。
ただし、次の場合においては、返還にかかる振込手数料を差し引いて残金を返還いたします。

① 弊社の責めに帰すべき事由により登録講習を受講できなかった場合
② 天変地異等の理由により登録講習を受講できなかった場合
③ 弊社に受講の申請をした日から8日以内に受講の辞退を書面にて申し出た場合
④ 受講者本人の死亡及び重大な疾病により受講不可能と認められる場合
⑤ 受講申込書類の不備により、受講の受理ができない場合 (従業者証明書の写しを提出できない場合を除く)

※ 従業者証明書の写しをご提出いただけない場合には、受講料は返還いたしません。予めご了承ください。

VII. 受講申込書（郵送申込の場合）へ記入する際の注意点

1. 受講申込書（郵送申込の場合）へ記入する際の注意点

※ 受講申込書はボールペンでご記入ください。

① 記入年月日欄	「受講申込書記載日」を記入してください。
② 氏名・生年月日・年齢・性別・通称名欄	<ul style="list-style-type: none"> 「氏名」は、戸籍（外国籍の方は「外国人登録原票」）に記載されている文字を記入してください。 外国籍の方で「通称名」を使用する方は、受講上、その通称名を使用しないでください。その場合、そのお名前にて当校より各種のご連絡をし、そのお名前にて「登録講習修了者証明書」を発行し、お送りします。なお、氏名のローマ字表記はできません。カタカナ表記としてください。 ※ 日本国籍の方は、「通称名」欄に記入の必要はありません（通称名の使用はできません）。 「氏名」「性別」「生年月日」及び「年齢」は、ご本人を他の人と区別する基本的要素です。講習を修了した場合は、一般財団法人不動産適正取引推進機構にそのデータを登録します。本試験の出願や合格後宅地建物取引士として資格登録をする場合と同様にご記入ください。なお、同機構のコンピュータに入力できる文字は、「JIS規格第1標準及び第2標準」に限られています。使用できない漢字などがありますので、ご了承ください。本試験受験申請時に同機構との間で、正式な文字に修正してください。 ※ 詳細は、同機構にお尋ねください。
③ 現住所欄	<ul style="list-style-type: none"> 今現在お住まいの「現住所」を記入してください。
④ 緊急連絡先欄	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時の場合のご連絡に使用するもので、すぐに連絡の取れる「連絡先（携帯電話等）」を記入してください。
⑤ メールアドレス欄	<ul style="list-style-type: none"> 「メールアドレス」は、パソコン（PC）用、携帯用ともに記入は任意ですが、緊急時の場合のご連絡に、「携帯電話に直接かけてほしくない…」等の希望のある方は、必ず記入してください（アルファベットや数字、記号等も正確に記入してください）。ただし、送信未確認の場合は、緊急連絡先へのご連絡となりますので予めご了承ください。
⑥ 現在の勤務先（商号又は名称・部課名・宅地建物取引業者免許証番号・所在地）欄	<ul style="list-style-type: none"> 「商号又は名称（勤務先名）」を記入してください（支店や営業所等がある場合は、その支店名、営業所名まで記入してください）。 勤務先の「部課名」を記入してください。 「宅地建物取引業者免許証番号」については、国土交通大臣免許の場合は1. に○印を付け、免許証番号を記入してください。都道府県知事免許の場合は2. に○印を付け、都道府県名と免許証番号を記入してください。 ※ 「従業者証明書」と同じ記載内容であるかどうかを確認してください。 勤務先の「所在地」を記入してください。
⑦ 所属団体欄	<ul style="list-style-type: none"> 勤務先が所属している団体に○印を付けてください。 複数の団体に所属している場合は、それぞれに○印を付けてください。 団体に所属していない場合は、印を付ける必要はありません。

⑧ 日程の選択欄	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本書2ページ、II. の一覧表より希望する日程 (希望日程選択可(3日程まで。ただし先着順・定員制)) を記入してください (申込番号も記入してください)。 ・ 申込締切日にかかわらず、各日程とも先着順・定員制のため、定員に達した場合は、その日程における申込受付は終了いたします。その場合、申込受付を締め切った旨を弊社ホームページ (http://www.takuzemi.com/) に掲載いたします。 ※ 講習は「通信講座」と「スクーリング」でワンセットです。従って、日程をまたがって「通信講座」と異なる日程の「スクーリング」日程を選択することはできません。
⑨ 身体障害等申出欄	<ul style="list-style-type: none"> ・ スクーリング受講に際し、身体の障害等により配慮を必要とされる事項がある方は記入して下さい。
⑩ 郵便物等の送付先欄	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必ず受け取りが可能な送付先住所を指定してください。 <ol style="list-style-type: none"> 1. テキスト等の教材一式 → 「宅急便(宅配)又はレターパック等」にて発送予定 2. スクーリング受講票 → 「郵送」にて発送予定 3. 登録講習修了者証明書 → 直接手渡し又は簡易書留郵便にて発送予定 ・ なお、〇印がついていない場合は、自動的に「現住所」へ送付いたします。

※なお、弊社ホームページより「インターネット申込」を行う場合は、弊社ホームページ内の「受講申込専用画面」より必要事項を入力してお申し込みください(ただし、「従業者証明書のコピー」「振込証明書(払込証明書)のコピー」「顔写真2枚」などの別途提出書類がございますのでご注意ください)。

【受講申込書に記載する際の留意点】

- ※ 訂正する場合は、二重線を引き、その上に訂正印(シャチハタ、三文判等で結構です)を押印の上、書き直してください。
- ※ 貼付欄の①～③には、必ず所定のものを貼付してください。
- ※ 記入を終えたら、今一度確認の上、返信用封筒(直接ダウンロードにて資料一式を入手された場合はご自身で準備した封筒)に封入し、簡易書留郵便にて発送してください(なお、インターネット申込の場合は、所定の要領に沿ってお申し込みください)。
- ※ 受講申込書への貼付漏れ等の重要な不備があると受付作業が中断します。申込書の作成に当たって不明の場合は、宅建受験専門校 宅建ゼミナール(有限会社ユーノリカ)までお気軽にお問い合わせください。

2. 受講申込書内「**貼付①**」の部分・・・顔写真

本書6ページ、V. 2. (2)を参照の上、「**貼付①**」の部分に貼付してください。

3. 受講申込書内「**貼付②**」の部分・・・受講料の振込みを証する書類(払込証明書)

本書7ページ、V. 2. (4)を参照の上、「**貼付②**」の部分に貼付してください。

4. 受講申込書内「**貼付③**」の部分・・・宅地建物取引業者従業者であることの証明書類(＝従業者証明書)

本書6ページ、V. 1. (1) (2)を参照の上、「**貼付③**」の部分に貼付してください。

VIII. 参考

1. 「従業者証明書」と「従業者名簿」について

宅地建物取引業法上、宅地建物取引業者は、宅地建物取引業従事者（代表者、担当役員、及び、いわゆるアルバイト・パート勤務者を含みます。）の全員について、事務所ごとに「従業者名簿」を備え付け、これに基づいて「従業者証明書」を発行し、宅地建物取引業の業務に従事させるにあたっては「従業者証明書」を携帯させなければなりません（宅地建物取引業法48条1項、同法施行規則17条の2）。

なお、従業者は、取引の関係者から請求があった場合には、この「従業者証明書」を提示しなければなりません（同法48条2項）。

また、作成された「従業者名簿」に基づき、事務所において宅地建物取引業の従事者5人に1人以上の割合で「成年者である専任の宅地建物取引士」を設置しなければならないことは、ご存じの通りです（同法31条の3第1項、同法施行規則15条の5の3）。

※代表者についても、「従業者名簿」に氏名を記載し、これに基づき「従業者証明書」を発行する必要があります。

このように「従業者名簿」は、宅地建物取引業法上の各種規制の基本となっています。参考までに、従業者名簿及び従業者証明書の様式（同法施行規則17条、17条の2）を、巻末に参考資料として添付しました。必要に応じご活用ください。

※ 宅地建物取引業者の団体・協会が、会員サービスの一環として、様式・書式として配布又は頒布している場合もあるようです。団体・協会に加入されている場合は、各団体・協会に直接お問い合わせください。

2. 従業者証明書(様式)

宅地建物取引業法施行規則様式第8号（第17号関係）

●宅地建物取引業法施行規則第17条別記様式第8号

【記載内容は、例示です】

表面

写真が貼付されていること

勤務先企業が発行する番号
(2017年4月採用11番)

写真貼付欄
ヨコ2.4cm x タテ3cm

有効期間は5年以下です。
※受領申込時から受領期間中において有効である必要があります。

勤務先企業の宅地建物取引業者免許証番号

従業者証明書
従業者証明書番号 1704011

従業者氏名 遠見 ゼミ子 (昭和60年1月1日生)

業務に従事する事務所の名称 宅ゼミ不動産株式会社 名古屋支店

及び所在地 名古屋市西区那古野2丁目18番17号

この者は、宅地建物取引業者の従業者であることを証明します。

(平成〇〇年〇月撮影) 証明書有効期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

免許証番号: 国土交通大臣 (6) 第12345号

愛知県 知事

商号又は名称 宅ゼミ不動産株式会社

主たる事務所の所在地 名古屋市西区那古野2丁目18番17号

代表者氏名 代表取締役 佐野 里佳

代表者印

5
3
9
2
cm
以上

5
4
0
3
cm
以下

8.547cm以上 8.572cm以下

裏面

<備考>

宅地建物取引業法抜粋
第48条 宅地建物取引業者は、国土交通省令の定めるところにより、従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。

2 従業者は、取引の関係者の請求があったときは、前項の証明書を提示しなければならない。

備考

- 1 従業者証明書番号の付し方は、次の方法によること。
 - (1) 第1けた及び第2けたには、当該従業者が雇用された年を西暦で表したときの西暦年の下2けたを記載するものとする。
 - (2) 第3けた及び第4けたには、当該従業者が雇用された月を記載するものとする。ただし、その月が1月から9月までである場合においては、第3けたは0とし、第4けたにその月を記載するものとする。
 - (3) 第5けた以下には、従業者ごとに、重複がないように付した番号を記載するものとする。
- 2 業務に従事する事務所に変更があったときは、裏面に変更後の内容を記入し、事務所の長の印を押印すること。
- 3 従業者の現住所等必要な事項がある場合には、裏面に記入すること。
- 4 用紙の色彩は青色以外とすること。
- 5 証明書の有効期間は5年以下とすること。

3. 従業者名簿(様式)

宅地建物取引業法施行規則様式第8号の2 (第17号の2関係)

従業者名簿							
氏名	性別	生年月日	従業者証明書番号	主たる職務内容	宅地建物取引士であるか否かの別	この事務所の従業者となった年月日	この事務所の従業者でなくなった年月日

備考

- 1 「従業者証明書番号」の欄には、宅地建物取引業法48条第1項の証明書の番号を記入すること。
- 2 「宅地建物取引士であるか否かの別」の欄には、宅地建物取引士である者には○印をつけること。
- 3 一時的に業務に従事する者についても記載すること。
- 4 記載すべき事由が発生した場合には、2週間以内に記載すること。なお、記載事項について変更、訂正等をするときは、変更、訂正等をする前の文字等は、なお読むことができるようにしておくこと。

4. 不正行為に対する措置の概要

講義中の出欠確認、修了試験中などにおいて不正があった場合、講義中頻繁に講義会場への入退出を繰り返し、講習実施責任者等により再入室の拒否を受けた場合、その他登録講習の運営を妨害し又は他の受講者に迷惑をかける行為を行った場合など(以下「不正行為」と略します)については、登録講習修了者証明書は発行いたしません。

また、受講申込書の記載事項、及び、受講申込の際提出していただいた宅地建物取引業者の従業者である証明に重大な虚偽(以下「虚偽の記載」と略します)があることが判明した場合にも、登録講習修了者証明書は発行いたしません。

上記いずれの場合も、同発行後、不正行為又は虚偽の記載が判明した場合には、本登録講習の修了を取り消し、発行済みの登録講習修了者証明書は無効といたします。

なお、登録講習修了者証明書発行後に発行した不正行為又は虚偽の記載については、登録講習業務規程上、国土交通大臣への報告が義務付けられています。

以上、予めご了承ください。

※お問い合わせ・お申し込みは、下記までお願いいたします。

宅建受験専門校 宅建ゼミナール (有限会社ユーノリカ)
宅建登録講習係 (受付窓口)

〒451-0042 愛知県名古屋市西区那古野2丁目18番17号
 フローレンスさくら名駅1・2階

TEL 052(561)7628 FAX 052(562)5172

**http://www.takuzemi.com/
 e-mail : ynk@takuzemi.com**